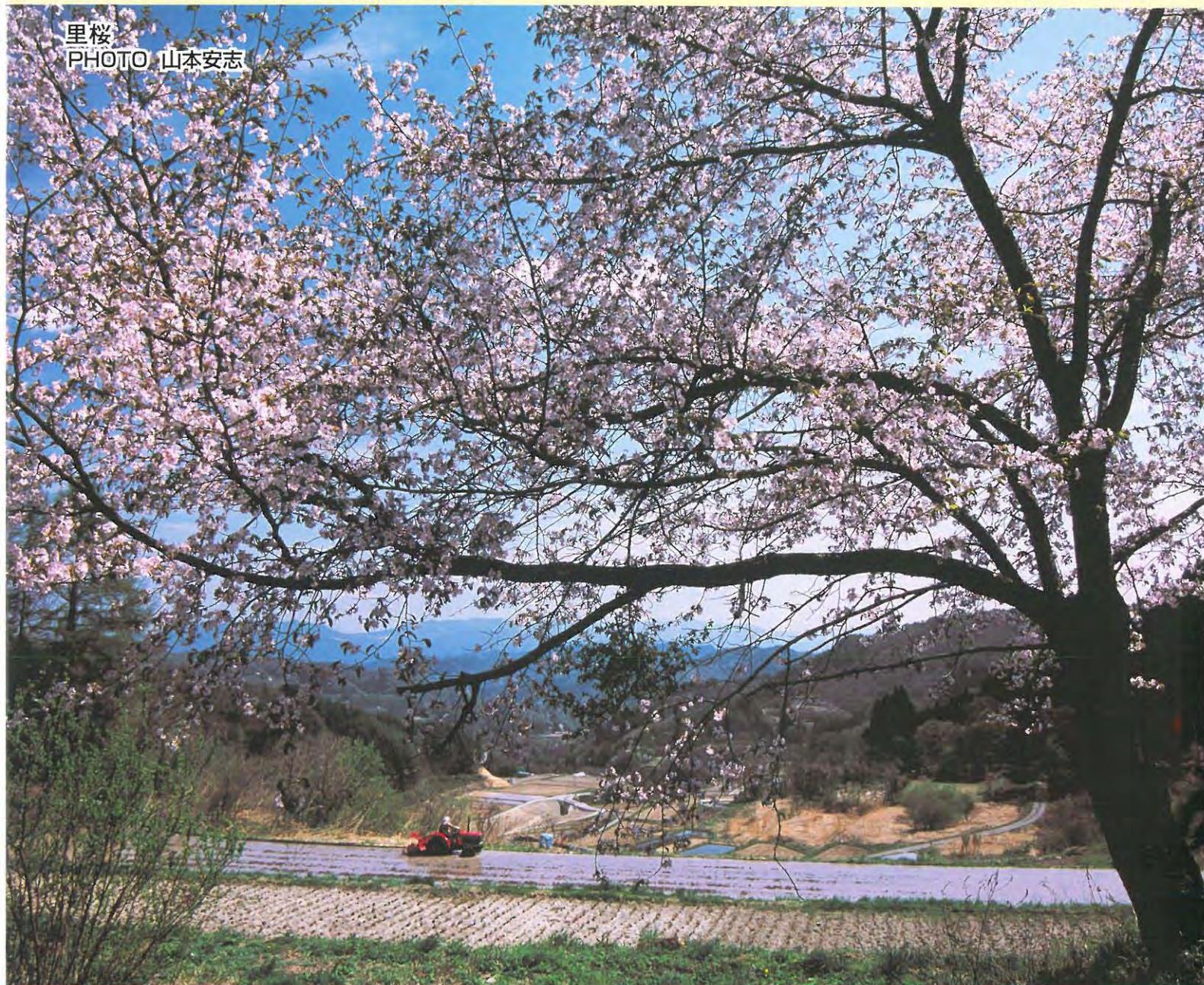


人権かながわ

2006

横浜弁護士会人権擁護委員会

里桜
PHOTO 山本安志



● 目次 ●

会長巻頭言 「いじめは文化か?」

横浜弁護士会会長 木村良二… 2
人権擁護委員会憲法改正検討部会… 3

特集1 憲法改正 どこをどう変えたいの

特集2 「美しい国」の憲法秩序のいま

Part1 共謀罪

弁護士 海渡雄一… 9

Part2 教育基本法

弁護士 栗山博史… 11

Part3 国民投票法

弁護士 菅沼一王… 13

「ちょっと待ってよ、そこの飛行機」

委員 岡部玲子… 15

「利用してみました! 労働審判」

委員 井上啓… 16

2006年人権擁護委員会の活動と課題

委員長 福田護… 18

いじめは文化か？



横浜弁護士会 会長

木村 良二



私は、中学・高校の6年間、バレーボール部に所属し、部活優先、勉強二の次という生活を送っていた。中学1年生のころ、2年生のある先輩からかなりいじめられた。物理的な暴力はほとんどなかったが、言葉の暴力といわゆる「しごき」である。やたらと腕立て伏せやうさぎとびをやらされ、およそ届かないボールを投げられて「何やってるんだ、飛び込め」とやられた。それでも退部しなかったのは、こんなやつに負けてたまるかという思いと仲間が存在だと思う。

高校はとっても民主的で、いい先輩・後輩に恵まれた。2年生の時に赴任してきた体育大学を出たての監督にはよく殴られたが、それでも、全国から集まった合同合宿の時に、全国屈指のC大学付属高校の監督が、練習試合のタイムアウトの際に選手を思い切り殴りつけるのを見て驚いた。「すげえーな、拳固だぜ。うちの監督だって平手なのに。」こんな様子であった。

そんな時代のことはともかく、最近、学校現場が大変だ。履修問題もさることながら、いじめと自殺

(未遂)の連鎖と呼ばれるような状況は耐えがたい。

ある高名な作家の文章の中に、「いじめは日本固有の文化であり、欧米には『いじめ』に相当する言葉はない」という趣旨の一節があった。なるほど、「嫁いびり」や軍隊での「新兵いびり」、お局様の「新入社員いびり」とか運動部の「しごき」なんていうのも日本的文化という感じがしないでもない。そう言えば、徒弟制度、親方が弟子を指導せず、ただ見ながら覚える、技は盗めなんていうのもある種のいじめに近い。たしかに日本的な気がするから不思議だ。ただ、白雪姫とかシンデレラなども相当いじめられているように思えるので、日本固有という点についてはにわかには賛同しがたいものがある。

いずれにしても、日本にいじめという言葉はないなどと言える時代は来るのだろうか。人が個人として尊重される社会、子ども達に夢と希望を与えることのできる社会、仲間との連帯感を持つことのできる社会……。人権を守る私達の使命は、重く厳しい。



長野 原村 まるやち湖

PHOTO 山本安志

特集1

憲法改正～どこをどう改正したいの？



人権擁護委員会憲法改正問題検討部会

安倍首相は、自分が首相である期間内に憲法改正をする、と政治目的を掲げています。そして、2006年秋の国会では憲法改正国民投票法案も審議され、憲法と深い関係にある教育基本法の改正や、防衛庁から防衛省への昇格なども行われました。今回の憲法改正は、9条の問題ももちろんそうですが、憲法の本質に関わることなど、非常に重要な問題点が多く含まれています。そこで、そもそも憲法改正についてどう考えるべきか、学生と先生の討論形式で、その論点を明らかにしていこうと思います。

なお、ここでは、現時点で一番新しい2005年10月28日付けで発表された自民党の「新憲法草案」を改正憲法の題材としています。

憲法って何のためにあるの？

先生 憲法も法律だから、守らなきゃいけないよね。

ケン太 はい。

先生 じゃあ、その憲法を守らなきゃいけないのは誰だと思う？

ケン太 えっ？日本の憲法なんだから、やはり日本の国民じゃないんですか？

ノリ子 ばかねえ。先生がそう聞く以上、きっと違うのよ。

ケン太 そんな言い方するところみると、君だってわかってないんだろ。

ノリ子 えっ。あの…ま、まあね。

先生 ははは、よく間違えてくれたね。実は憲法を守らなきゃいけないのは、国民ではなくて、権力の側、つまり国家の方なんだ。歴史的に、しばしば権力は濫用され、国民の権利が侵害されてきたのは知ってるね。例えば権力者を批判する者を捕まえて牢屋に入れたりとか、権力者の都合で勝手に税金を課したりとかね。その中で19世紀後半

から、市民革命が起きて…って、このくらいの歴史は知ってるよね。

ノリ子 フランス革命とか、ですよ。

先生 そう、例えばそのフランス革命で発布された人権宣言がその典型だけど、国民が権力者に権力を行使するのを認めるかわりに、一定のルールを課すことにした。そのルールこそが、近代国家の憲法なんだ。つまり国民が、国家、というか権力者に、国民の権利を侵害することのないように縛りをかけたものが憲法ってわけなんだ。

ケン太 なるほど。世界史で習ったことは、今とつながってるんだ。

ノリ子 でも、確か、自民党の憲法草案では、国民の義務、じゃなくて責務とか責任とかが強調されてるんですけど…

先生 よく気が付いたね。草案の前文には「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」とあるんだけど、この部分は、すごく違和感がある。まるで、憲法が、国ではなく、国民を縛るためにあるという印象でしょ。この自民草案には、近代国家として当然の視点が欠けているっていう気がするな。

ノリ子 自民党の人って、勉強不足なのかしら。

ケン太 なあんだ、僕と同じじゃん。

ノリ子 あのお……。

憲法が国民を縛るといえば、草案では、個人の権利は「公益及び公の秩序に反しないかぎり」尊重されるようになってますよね。今の憲法は「公共の福祉に反しない限り」となっているのですが、これは違うんですか？

ケン太 同じようなもんじゃないの。

先生 いや、その点は違うと思うよ。今の憲法の

「公共の福祉」は、少なくとも憲法学者の間では、一般に、人権と人権との調整原理と解されているんだ。

ケン太 調整原理？ってなんですか。
先生 基本的人権には色々あるけど、その人権どうしがぶつかり合うことがあるよね。例えばプライバシーと表現の自由。マスコミが報道するのは当然表現の自由で守られているんだけど、だからといって、個人の秘密を好き放題暴いてもいいってということにはならないよ。そこで、その両者でどう調和を図るか、「公共の福祉に反しない限り」ってというのは、その調和の中で保障されるって解釈なんだ。
ところが草案の「公益及び公の秩序」というのは、そういう調整原理としてだけではなくて、「国家の安全と社会秩序を維持するため」という意味を明確にすべきだとして、わざわざ文言を書き換えたんだ。これは自民党の新憲法起草委員会の小委員会もはっきり言っている。つまり個人の権利も国家の安全や社会秩序の維持に反しない範囲で認めてあげようって話で、それは結局、個人の権利よりも国家の安全や社会秩序の維持が尊重されることにもなりかねないんだ。

ノリ子 そうか。同じ意味なら、わざわざ変える必要ないですもんね。

ケン太 でも、国家の安全や社会の秩序の維持も大事じゃないんですか？個人の自分勝手ばかり通るようになったら社会はめちゃくちゃでしょ。そのために個人の権利が制限されるのはやむをえないって思うけどなあ。

先生 確かに自分勝手はよくない。でもね、権力が個人の権利を適切に縛るのは難しいことなんだよ。それに「国家の安全や社会秩序の維持」って、なんかわかったようでわからない言葉でしょ。こういうあいまいな概念で個人の権利が制限されていいのかな。

ころころ改正？

ケン太 草案では、憲法改正を今より簡単にできるようにするみたいですね。

ノリ子 今の憲法では各議院の総議員の3分の2以

上の賛成で国会が発議するとなっているのを、過半数できるようにということですよ。ね。

ケン太 改正が簡単になるって、いいことじゃないの？確か、ドイツでは戦後すでに60回以上も改正がなされていますよね。

先生 よく知ってるね。でも、ドイツと日本とは憲法といっても仕組みが違うんだよ。ドイツでは、日本では法律で定められているようなことも憲法で定められているから、どうしても改正が必要になってくる。

ケン太 アメリカはどうですか。修正何条とか、聞いたことありますけど。

先生 アメリカ合衆国憲法では、人権条項などの追加という形で修正はなされているけど、基本的なところは、条文としては建国以来変更されていないよ。

ノリ子 建国以来って言うと、200年以上ですよ。

ケン太 へえ。でも、国民の意思を問うこと自体はいいことなんだから、ある程度ハードルを下げてもいいんじゃないですか？

先生 そういう考え方もあるけど、国の基本原理を見直すのに、ハードルを下げることには慎重さも必要だよ。国会が発議が過半数で足りるということは、その時の多数派で出来ちゃうということだから、その直前の選挙結果での国民の意思を反映させてしまうことになるじゃない。でも、選挙結果というのは、往々にして、その時のムードというか、そういうもので決まってしまうような場合もあるし。たとえば、テロ事件が起きた直後なら、テロが怖いといって、警察が自由に盗聴ができるようにしようとか、そういう改正が、一気に実現できたりする。

ノリ子 そういう怖さってありますね。

先生 それとね、そもそも、憲法学者の間では、憲法の改正手続規定は改定できないという説も有力なんだよ。

ケン太 それって、どういうことですか？

先生 つまり、改正手続は、憲法を制定した権力、つまり主権者である国民が、憲法成立以後に法的に行為しうる唯一の道筋であり、その手続規定はその行為準則であるので、改正手続規定そのものの改正はできないという考え方…嫌だね、学者の説明はわかりづ

なくて。要するに、憲法は改正手続規定を
おいて、その内容が容易に改正されないよ
うに一定の縛りをかけてるわけだから、そ
れが、改正手続規定の変更で要件を緩めて、
他の条項を変えてしまうという手法を取ら
れてしまうと、縛りをかけた意味がなくな
っちゃうじゃない。だから、改正手続規定
は改正してはいけないよってということなわ
け。

ノリ子 なるほど。

ケン太 なるほど。よくわかんないけどね。

憲法9条～平和憲法の行方

ノリ子 憲法9条の戦争放棄の規定ですが、草案で
も戦争放棄をうたった1項はそのまま残っ
ていますよね。

先生 そう。でも草案では、今の9条2項を全部削
除して、「自衛軍」創設を明記している。
今の憲法と草案の、一番大きくて重要な違
いだね。

今の憲法9条の解釈としては、1項の「武力
の行使」には自衛のための戦争は含まない
と解する学説が多いんだ。でも、次の2項
で戦力の不保持と交戦権の放棄を規定して
いるので、9条全体で、自衛戦争を含めて
一切の戦争は放棄したと読むのが素直な理
解とされているんだ。自衛戦争もできない
以上、軍事力も持たない、これがオーソド
ックスな9条の解釈だね。そういう意味で
は、9条の核心部分は、2項ということに
なる。

だから、草案が2項を削除したのは、自衛
のためならば戦争は許されることを明らか
にしたことになる。自民党内の議論でもこ
の点は明確に認めているよ。そして、自衛
戦争が許されるから、そのために「自衛軍」
を保持することも明記しているわけなん
だ。

ケン太 僕なんかは、現実の国際情勢が緊迫してい
るのに、自衛のための戦争もできないとか、
自衛隊という明らかに強力な軍事力がある
のに、それを憲法が認めていないというの
は、現実離れしている気がするんですが。

先生 確かに、そういう主張が改憲を求める人た

ちの代表的な考え方だね。でも、まず、現
実がそうだからといって、自衛のための戦
争ができて、そのために強大な軍事力を持
つのがいいのかということについては慎重
に考えるべきじゃないかな。

例えばアメリカは、同時多発テロを戦争と
捉え、「自衛のため」にアフガニスタンや
イラクを攻撃をした。かつての日本だって、
「自衛のため」に大陸に進出し、東南アジ
アまで支配下に置いた。戦争を起こす時は、
大体自衛のためだと主張するんだよね。
「自衛のため」という理屈は、簡単に拡大
解釈されてしまう危険があるんだ。

それと、9条があるにもかかわらず、自衛
隊がどんどん拡充されて、今や確固たる存
在として実在する。でも、だからといって、
それを追認してしまっているのかな。例え
ば、かつてのカンボジアPKOのための派
遣や、今回のイラクへの自衛隊派遣につい
ては、憲法9条が存在するからこそ、軍事
的な活動はできないという縛りが強くかか
って来たという面があるのは間違いない。
そのことは、日本が国際的な信頼を得る上
でも、非常に重要な意味を持っていると思
わないかい。

ケン太 ただ、やはり、もし周辺の国が攻めて来た
らとか、そういうことは思いますね。

先生 では逆に聞くけど、もし自衛戦争が許され、
自衛軍の保持が許されるということになれば、
政府自身が「保有できない」と今は名
言している核兵器や長距離弾道ミサイル、
攻撃型航空母艦なども、いずれ保有が認め
られてしまうのではないかな。少なくとも、
それを否定する憲法上の根拠は小さくなっ
てしまうよね。しかし、そうなったら、周
辺の国の人たちは、日本に対して、どう感
じ、どう行動するだろうね。

ケン太 うーん。日本がそんな風に軍事力を目に見
えて増強したら、そりゃあ脅威を感じる、
ってことになるかもしれないけど…

ノリ子 そうすると、自分の国でも、もっと強力な
兵器を保有しようと思えるようになるかも
しれないですね。

先生 現実に合わせてという考え方は、そういう
危険を内包していると思うんだ。

あと、これはマスコミなんかでもあまり論じられていないけれど、徴兵制のことも考えないとね。

ケン太 軍隊が憲法上認められるんだから、徴兵制も法律を定めて導入可能というのは、論理的にはありですよ。

先生 そう。もちろん、国民に兵役の義務を課することになるから、憲法において明確に規定されていない以上できないという、考え方もある。でも、草案前文には「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」とあるし、12条には「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ」というくだりがあるわけで、国を支える最たる行為は国を守ることだ、ということで、徴兵制も十分に視野に入ってくると思うよ。

ケン太 その点について、自民党は？

先生 あまりはっきりしたことは言っていないね。その点が正面から問題になると、さすがに国民の徴兵制に対する拒否反応は強いだろうから、あえて触れないでいる可能性もあるけどね。

それと、集団的自衛権という言葉は知っているかな。

ノリ子 同盟を結んだ友好国が攻撃された時に、一緒になって戦うというようなことじゃないですか。

先生 そうだね。集団的自衛権という言葉は、国連憲章51条にも出て来る用語で、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにも関わらず、実力を持って阻止する権利」と解釈されているんだ。日本に関して言えば、例えば、日本にとっての同盟国であるアメリカが武力攻撃を受けたときに、日本がアメリカを守るために相手国を攻撃することなんだけど、これが「自衛のため」として許されるというのが集団的自衛権なんだ。

ケン太 そういうことまで自衛にあたるとしたら、ずいぶん広がりますよね。

ノリ子 それが今回の9条改正にどう関係するんですか。

先生 ここは解釈の問題も含むんだけどね。現行憲法の下では、自民党も、さすがに集団的

自衛権は認められないと言っている。しかし、今回の改正に関する自民党内の議論では、草案の9条の2の「自衛」に集団的自衛権が含まれるようなんだ。さっきも、「自衛のため」という言葉は戦争を行う側に都合よく拡大解釈される危険があると言ったけど、集団的自衛権を含むということだと、そういう危険がより強く現れることになると思うよ。

ケン太 今のアメリカを前提にすると、自衛軍は、世界中どこにでも行って、アメリカと一緒に戦うことになりそうですね。でもそういうのって、日米の軍事同盟がある以上、仕方ないんじゃないのかな。それにそうすれば、世界の中での日本の発言力も強くなって、日本の国益からすればプラスになるんじゃないの。

ノリ子 でも、日本がアメリカと一緒にあって、いつでも軍事攻撃を仕掛けてくる可能性があるとなると、周辺の国との信頼関係が損なわれて、緊張が高まって、そっちの方が日本の国益に反するんじゃないの。

先生 そうだね。周辺の国の人たちから見ても、憲法9条があって、日本は軍事的な攻撃をしてこないという信頼が、戦後の国際交流や経済発展につながって来たと思うんだが、どうだろう。その意味でも、9条の役割は重要だし、これからも守って行くべきだというのが、私の考えだね。20世紀は戦争の世紀だったけど、9条には、21世紀に同じ過ちを繰り返さないための人間の叡智が示されてると思うんだ。

ケン太 でも、9条についての考え方は、二分してまずよね。

先生 もちろん、色んな考えの人がいることは当然だと思うよ。ただ、特に9条については、第2次世界大戦で数千万人の人命が失われたという反省から生まれたということの意味、9条の果たしてきた役割、そして、9条を残すこと、あるいは逆に9条を変えることによって、いったいこの国、さらには世界がどうなっていくのかといったことをよく考えてほしいね。「9条を世界遺産に」という本もあるくらい、9条は世界的にも稀な、私としては富士山と並ぶ「世界に

誇るべき日本の宝」と言いたいくらい意味のあるものだと思うんだ。

新しい人権、などなど

先生 今回の草案では、他にはどんなところが改正ポイントになっているかな？

ケン太 プライバシー権とか、犯罪被害者の権利や環境権とかを定めるって言ってますよね。憲法制定の時に考えられていなかったものを、時代が変わったから新しい権利として認めるっていうのは、いいのかなと思うんですけど。

ノリ子 そうかしら。憲法で定めたからって変わらないんじゃないの？

先生 そうだね。例えばプライバシーの権利。今の憲法では、憲法上の権利として認められていないのかな？

ケン太 今の憲法には書いてない…ですよ。

ノリ子 でも書いてなくっても、権利じゃないってことにはならないんじゃないかしら。

先生 そう、憲法の基本理念は、個人の尊重だよ。条文としては13条。だから、はっきり人権としてあげられていなくても、解釈でそういう人権も保障されていると扱われている。プライバシーの権利も、憲法13条の「個人の尊重」「幸福追求権」に含まれていると判例上も確立している。

まあ、明文化することで、権利としてより明確なものになるとは言えるんだろうけど、前に言った「公共の福祉」の問題、つまり他の人権との調整ということは当然おきるから、どっちみち、その権利が無条件に保障されることにはならない。そう考えると、既に確立された権利を、あえて成文化する意味はあまりないとも言えるね。

ノリ子 じゃあ、なんでそういう改正をしようとするんでしょうか？

先生 権利が増えた方が国民に受けがいいからでしょう。

ケン太 本当ですか？

先生 ははは。あ、そうだ。もう一つ、政教分離の議論があるけど、この点については、何か知っているかい。

ケン太 政教分離って、つまり、国家が特定の宗教

とかかわりを持ってはいけないっていうことですよ。日本は基本的に無宗教だし、あんまり問題にならないですよ。

ノリ子 そうでもないんじゃないの。日本でも、戦前は、神道を特別扱いして、それが結局、国民に対する行き過ぎた思想教育につながったってことがありますよね。

先生 そうだね。日本での政教分離は、まず第一に国家神道との関係が重要なんだ。

ケン太 でも、政教分離について、最高裁が、何かの考え方を示して、大体解決したんじゃないかなかったです。役所がクリスマスツリーや門松を飾るのは政教分離的にセーフだけど、もっとやったらダメとか。えっと、目的なんとか基準とか…。

先生 ほお、ケン太君もなかなかやるね。「目的効果基準」。国家が行う宗教的行為が、どのような目的を有しているのか、どの程度の効果があるのかということを検討して、憲法上禁止されるものかを判断しようという考えだね。裁判所は大体この目的効果基準で判断しているけど、学説的にはもっと厳しく政治と宗教を分けるべきだという批判も多いね。

ノリ子 それで、自民党の草案ではどうなっているんですか。

先生 「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える」宗教的活動はダメ、ということで、この目的効果基準にほぼしたがつた形で規定しようとしているんだ。

ケン太 なんだ。じゃあいいじゃん。

ノリ子 でもさっきの新しい人権と同じで、じゃあわざわざ改正しなくてもいいんじゃないの。

先生 日本の政教分離で考えないといけないのは、さっきも言ったように国家神道との関係だよ。そうすると今問題になりそうなのは？

ケン太 靖国神社、ですか。

先生 そう。この草案ではね、今の憲法の個別の人権条項はほとんど変更していないんだ。でも、この政教分離のところだけははっきり変更しようとしていて、なんか突出してるんだよね。学説的には批判が多いこの基準を、しかも靖国神社の公式参拝がホット

な政治問題になっている中で、あえて明文化しようとしているのには、特殊な意図を感じちゃうんだよね。

ノリ子 最初に議論したように、草案が、国家ではなく国民を縛ろうという傾向を持っていることもありますね。

ケン太 なるほどねえ。
先生 ざっと、今の憲法改正議論について考えてきたわけだけど、大切なことは、今回の改正で何をどう変えようとしているのかを見

極めること。そして憲法を変えるということが、今後の、我々や世界のあり方にどのような影響をもたらすのかを慎重に見極める必要があるということだね。憲法は、手続からいっても、いったん変えると元に戻そうとは簡単に行かないからね。そのためには、色んな意見の違いがあっても、億劫がらず、周りの人としっかりと議論することが必要なんだよ。

ケン太、ノリ子 わかりました。

現行憲法	新憲法草案
<p>(平和主義) 第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</p>	<p>前文(抜粋) 日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る義務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実に努め、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。</p> <p>(平和主義) 第九条 (現②項を削る) (自衛軍) 第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する。 2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服す。 3 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。</p>
<p>(国民の責務) 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民はこれを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。</p>	<p>(国民の責務) 第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責任を負ふ。</p>
<p>(個人の尊重等) 第十三条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>	<p>(個人の尊重等) 第十三条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序の反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。</p>
<p>(信教の自由) 第二〇条 3 国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教活動もしてはならない。</p>	<p>(信教の自由) 第二〇条 1項、2項略 3 国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行つてはならない。</p>

特集2 「美しい国」の憲法秩序のいま

自民党、公明党の連立政権が続く中、戦後60年以上続いた憲法秩序を変えようという動きが急になっています。横浜弁護士会が、2006年11月23日に開催した弁護士フェスタにおいて、「美しい国の憲法秩序はいま」と題して、共謀罪、教育基本法改正、国民投票法という、憲法秩序の根幹に関わるような問題について、日弁連の第一線で活動されている方々に、法案の問題点などについて、講演していただきました。非常にわかりやすい内容であり、まさに、今の憲法

を巡る状況がどのようなものであるかを理解していただくにふさわしい内容なので、ダイジェストの形で、人権かながわに掲載させていただくことといたしました。なお、いずれの法案も、まさに国会で審議がなされ、あるいは、法案の修正などの折衝が繰り返されたりと、日々刻々の動きに目が離せないようなものばかりですので、講演が行われた時点とは、法案の内容も含め、状況が変わってきているものもありますので、その点は、ご了承ください。

Part1 共謀罪



弁護士 海渡 雄 一

第二東京弁護士会所属、日弁連共謀罪等立法対策ワーキンググループ事務局長



1 共謀罪の内容

最初に共謀罪とはいったい何なのか、どこが危険なのかという見地からお話してみたいと思います。

具体的には、これは、長期4年以上の刑を定めている合計619の犯罪について、これが団体の活動として組織によって行われた場合に、その遂行を共謀した者を処罰するという法律です。

皆さん、犯罪行為が行われるときというのをちょっと思い描いていただきますと、人の心の中に悪い観念が宿って、それを誰かと話し合って何かしようというふうにして、そこから犯罪に使う材料とか道具とかを準備する。また盗みだったら、玄関に行って人のうちに忍び込む。何か見つけて取って、そして帰ってくる。こうなるわけです。

今言ったうちの、人の心の中で悪いことを思っているだけという状態、これは今のところまだ処罰の対象にはなっていない。今回の法案というのはその次のステップ、他人と悪いことをしましょうということを合意する、この段階で処罰しましょうということなのです。でも、普通、犯罪は、そのあとに準備段階があっ

て、さらに未遂の段階があります。未遂というのは、盗みを働く人の家に忍び込む。それから放火などだったらマッチを擦って火をつけようとする段階です。つけて燃え上がったら既遂ですよね。こういう簡単に言えば四つの段階があるわけですが、その最初の段階から処罰しようとするのが共謀罪です。

こういうものは今までも全くなかったわけではないのですけれども、爆弾関係の犯罪とか八百長犯罪みたいないわゆる競馬法など特殊な犯罪に限られていました。また、予備の段階から処罰していくという犯罪も非常に少なく、殺人罪、強盗罪、放火罪などですが、現状ではそういう予備罪を含め58しかない。それを今回は、予備よりもう一つ前の共謀の段階で619の犯罪について共謀罪を定めようとしているのです。中には所得税法違反とか著作権法違反とかもあります。CDをみんなで買って来たのを仲間内でコピーしようなんて、これも本来著作権法に違反している可能性が高いですね。そういうような行為まで入っているわけです。

ここでちょっと犯罪という概念について考えてみていただきたいのですが、われわれは、犯罪という

のは何か結果が起こって、人が殺された、とか物が盗まれたところに警察が駆けつけて始まるわけです。

けれども、共謀罪の場合はまだ何も起きていないのです。犯罪の証拠というのは何かというと人と人の会話だけなのです。ですからこの犯罪を探すための証拠としてこの法律が定めているのは密告です。今までの犯罪だったら、悪いことを思い付いて準備を進めたけれども、現実に行うのをやめたら無罪ですよ。だけど、共謀罪は合意で成立してしまいますから、夜中にいろいろちょっと酒の勢いもあったりして悪いことをやろうというふうに仲間内で合意してしまった。でも、翌朝目が覚めて、ああ、やっぱりやめようと思った。だったらそれで終わりですよ。ところが、共謀罪だと終わりにならない。いったん成立した共謀罪は依然として残っている。「え？」と思うかもしれませんが、それを逃れるためにはどうしたらいいか。ちゃんと法律案に書いてあるのです。「どうぞ警察に来てください。『昨日の夜、私はAさんと話して、こういう悪いことを話し合ったのですが、やっぱりやめることにしたのでお届けに参りました』そうすると、その人の刑は免除になる」とね。だけど、警察に来なかった方は逮捕されてしまう。これは恐いですね。そんな世の中になったら恐ろしくて冗談も言えなくなる。

2 共謀罪を制定しなくても条約は批准できる

ではこんな法律が何でできようとしているのか。政府の説明は「国連で組織犯罪防止条約というのできて、それで共謀罪の導入が求められているから、どうしようもないんです」というものです。しかし、条約加盟によって共謀罪立法が必要になったというのは嘘ではないかというのが私たちの考えです。

条約を批准している国は120カ国以上ですが、条約加盟にあたって共謀罪を作ったのは、いくら調べてもノルウェーという国しか出てこない。政府は、「アメリカは何の問題もなく批准をしております」と国会で説明している。これも嘘なのです。アメリカは州によっては共謀罪がない所もあります。だけど、そんなものは全然修正しないで条約に批准してしまって、その部分は留保と言っているのです。条約を実行しませんと言っているわけです。

あと、ブラジル、モロッコ、エルサルバドル、アンゴラ、メキシコ、この5カ国については、日本と同じで共謀罪はまだ一般的にはできていない。だけど批准をさせてもらいましょうというふうなことを

言っている。

そもそも国連がどういう立法を求めていたのかというと、その国連が作っている「立法ガイド」というものがあるのですけれども、この中に、この条約は、国内の伝統、原則、基本法等と合致した形で実行すればいいですよ、日本は共謀罪はどうも風習に合わないというならやらなくていいですよというふうに読める記述があるのです。

日本政府の立場として条約を批准したいということは僕らも理解しているわけです。その条約は今もう120カ国以上は批准していますから、批准しないわけにはいかないだろう。けれども、日本の法律体系の中で、組織犯罪を処罰するための法律というのは一杯あるわけです。暴力団を掌握するための暴対法、先程言った予備罪、共謀罪だけで少ないとは言え58あるわけです。それから、日本には銃砲刀剣の厳重な所持制限があって、アメリカよりずっと銃の所持の規制が厳しいわけです。あとはテロの防止のための条約などは、全部批准されている。

恐らくこの共謀罪に反対するというと、すぐ、「じゃあ、イギリスのようなテロはどうやって未然に防ぐんだ」とこういうような議論があると思うのですけれども、それは何の問題もないです。爆弾を作ろうということ共謀したことについては、共謀罪があるのです。殺人は処罰に予備がある。だから、本当に人間の命にかかわるところは問題ないのです。

だけど、窃盗もそうだけれども、所得税法違反とか著作権とか、そんなものの共謀罪なんか要らないじゃないですか。それが良識ある立場でしょうというのが、僕らの立場です。

3 「弁護士の警察に対する依頼者密告制度」(いわゆるゲートキーパー制度)について

もう一つだけ、「弁護士の警察に対する依頼者密告制度」についてご説明させていただきます。これも共謀罪と非常に関連があるのです。われわれ弁護士が皆さん方から聞いた話の中で犯罪の疑い、これは先ほどの619の犯罪と同じなのですが、これらの犯罪の疑いのあるような行為があったときには、それを、日弁連を経由してではあるのですけれども、警察に届け出てくださいという制度を作ろうとしているのです。

弁護士は、今まで皆さんを守る存在だった。それを依頼者を売り渡して警察に密告する存在にさせようという法律制度を作ろうとしている。「もちろん



今まで通り弁護士の刑事事件とか民事事件、訴訟事件に関連した守秘義務は守りましょう」と言っているのですけれども、そうは言っても、ちゃんとした報告をしていなければ弁護士は懲戒処分にしますよというような、そういう脅しも付いている。そうい

う制度が作られようとしている。

これはヨーロッパにあるOECDという国際機関の勧告に基づいてそういう制度を作ろうということが進んでおります。弁護士会は、これはとんでもない、そういう少しでも依頼者の皆さんから弁護士に対する情報が警察に漏れているというようなことがあったら、怖くて相談などできなくなってしまう。相談できなければ、結局違法な行為と適法な行為を見分けて、ちゃんとした法律的手続きを取ることが難しくなるだけで、そのことの弊害のほうはずっと大きいじゃないか。弁護士を警察のスパイにして何の得があるのか。警察は自分で捜査しろ。弁護士なんか使わないでやってくださいということで反対はしているのですけれども、これも次の春の通常国会に法律制度が出てくると思われております。

Part2 教育基本法



弁護士 栗山博史

横浜弁護士会所属、日弁連教育基本法改正問題対策会議事務局次長



1 教育の目標

教育基本法の改正法案が2006年11月16日に単独採決で衆議院を通過しました。

今回の教育基本法改正法案の非常に大きな特徴というのは、今までになかった「教育の目標」を定めるところです。

では政府の定めた「教育の目標」とは何か。法案2条3号には「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」と書かれています。あるいは5号には「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と書いてあります。

一つ一つのこういう言葉は、別に悪い言葉ではない。しかしこれら言葉の意味は非常に漠然としていて、人によって様々な捉え方ができる。「公共の精神」というのは、これは社会のマナー程度のことなのか、人への思いやりということなのか、あるいは自分を

犠牲にして国や社会にもっと尽くしてほしいということなのか。この「公共の精神」という文言からは、そういったいろいろな意味合いを連想することができます。それから「国と郷土を愛する態度」。これは何か。「実は自分は今の日本の国は好きではないのだけれども、自分はこの国を何とかしたい。この国をいい国にしていきたい。」と思う人は、国を愛していないのか。そういった、それぞれの人によって受け取り方が違うようなあいまいな、多義的な言葉を法律の中に書き込んでしまう。しかもそれを「教育の目標」にまでしてしまう。そこに問題があるのではないかというのがわれわれの問題意識です。

決して国や郷土を愛することを否定したり、学校の先生が国や郷土の歴史、また、その素晴らしい側面を教えるということ自体がおかしいと言っているわけではありません。あいまいな言葉を法律に書き込めば、その意味は、やはり、文科省や教育委員会が決めることになるでしょう。しかし、そういうことを政府が決めてしまうのはとても危険なことなの

ではないでしょうか。それぞれの人が感じる愛国心とか、それぞれの人が感じる公共の精神という、それぞれの人の解釈は許されないことにつながっていくのではないかと、憲法19条の「思想・良心の自由」が脅かされるのではないかと問題が挙げられるわけです。

2 「教育の目標」達成のしくみ

ただ、「戦前の時代とは違うんだから、『教育の目標』を定めることについてそこまで心配する必要があるのか。」という意見もあると思います。しかしそれがそうではない。この法案では、これはただ単に「教育の目標」として定められているだけではなくて、教育を全体として方向付けていこうという仕組みになっているということを知っておく必要があると思います。

法案6条2項の学校教育に関する条項には、「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」と書いてあります。「教育の目標」というものに向けて、学校教育が体系的、組織的に行われるということです。

この6条を踏まえて、実際に体系的、組織的な教育をどういうふうに行っていくのかということを決めているのが法案16条、17条です。

法案16条というのは、現行の法律の教育基本法10条の改正規定です。この教育基本法10条は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」ですが、これは戦前の神國的な国家主義の時代に、教育が子どもたちの思想を統制する道具として使われたため、その反省に基づき、国家権力が教育内容に踏み込むことがないように、定められた規定です。「国民全体に対し、直接責任を負う」とは、そういった国が一方向的に押し付ける教育ではなくて、もっと現場の中での教育の自主性、自律性を確保していこうという趣旨です。

ところがこの法案16条というのは、今の法律の10条を根本から変えてしまう規定になっている。教育は「国民全体に対して直接に責任を負って行われるべき」という部分を削除して、「教育は、法律の定めるところにより行う」としました。ここに大きな問題があります。法

律というのは、時代時代の国会の力関係によって大きく変わってしまう。昨年の総選挙で自民党が大勝しましたが、そうやって多数を獲得すれば、法律というのはいくらでも作れるわけです。ですから、その時々国会の力関係によって法律を作って、それをトップダウン式に上から下へ下ろしていくという教育がいくらでもできることになるわけです。

教員基本法10条は、国家権力を縛る規定でした。それが、法律を作ればこういうことをやっていいですよとなる、国家権力を縛る規定が丸ごと否定されることになるのです。このように、非常に大きな改正であるわけです。

そして、法案17条には、教育振興基本計画という規定があります。1項が政府の基本計画、2項が地方自治体の基本計画です。政府がこういう教育をしたいということを計画に盛り込んで、それを地方自治体が参考にしながら、地方の教育計画を作っていくということです。教育内容に対して踏み込んではいけないということはどこにも書いていません。このように、国が教育内容に踏み込んでいくことを大きく可能にする法律だということを知っておいていただきたいと思います。

3 改正の意図

2006年9月21日に東京地裁で、日の丸・君が代を強制してはいけないという判決が出ました。これも根拠は教育基本法10条です。教育基本法10条があったからこそ、教育委員会とか校長による教育現場へのトップダウン式の押し付けでは駄目だということを確認に言ったわけです。このように、政府にとって教育基本法10条は、目の上のたんこぶでした。

『美しい国』の国会で今、
投票法、教育基本法、そ



すなわちホームページ上の「教育基本法改正Q & A」には「一部の教職員の誤った考えに基づいて、入学式や卒業式などでの国旗掲揚や国歌斉唱に対する反対がされてきた。改正によって、法律に従って行われる教育行政、教育委員会や校長等の行為が『不当な支配』に当たらないことを明確にした。このような改正によって、校長の権限を侵すなど教職員団体などの一部勢力による、法律に反する『不当な支配』のための従来のような主張の余地がなくなっている」と書いてあります。

つまり、国旗掲揚、国歌斉唱に反対をすること自体が誤りだと。これは安倍首相の「美しい国へ」という新書にも明確に書いてあります。これまでは文科省、教育委員会、校長が命じて、それは「不当な支配であるから許されないと」言われてきたのに、それを逆に、校長、文科省が、教育委員会に対して反対すること自体を「不当な支配」としているのです。

ここからわかるように、政府にとって何かとやっかいな教育基本法10条を法案2条の愛国心と絡めて、何とか今回改正してしまいたい。これが、政府の本音であったわけです。

そのような考え方を是とするか非とするかが問われている状況なのです。

★★★

その後、2006年12月15日の参院本会議で、改正教育基本法が与党の賛成多数により可決成立しました。今後、改正法2条の「教育の目標」が組織的、体系的に実現されるような仕組みが作られる危険性があります。政府が、改正法の「教育の目標」を、学校教育法等の法律、改正法17条の教育振興基本計画、学習指導要領等にどのように反映させようとしているのか、私たちは、法改正の先にあるものをしっかりとは見据え、大きな運動を展開してゆかなければならないと思います。

Part3 国民投票法



弁護士 菅 沼 一 王

東京弁護士会所属、日弁連憲法委員会事務局長



1 はじめに

最初に確認しますと、憲法を改正するには、衆議院、参議院の各議院で3分の2以上の多数による議決を経て、国民に提案をし、国民投票を行わなければならない。そして国民投票で過半数の賛成があれば初めて憲法が改正される、というのが憲法96条の規定です。

しかし今まで、国民投票の手続を決める法律はありませんでした。今回、与党と民主党と両方から、平成18年5月26日に「憲法改正手続に関する法律案」(「国民投票法案」)という法案が提出されました。これには国民投票だけではなくて、国会で審議するときの方法と、国民投票の方法の二つが含まれています。

では国民投票法を作るに際して大事な点は何でしょうか。憲法改正を本来最終的に決めるのは国民の

皆さんですから、まず国民に十分な情報がちゃんと伝わらなければいけない(情報提供)、次にそれについて自分たちが萎縮することなく自由に意見を言えるような社会情勢がなければいけない、十分な時間もなければいけない(議論)、そして最後に自分の意見が決まったけれど、その意見をきちんと投票の中で伝えられるような投票方法が採られなければならない(投票方法)。しかし今出ている法案は、この大事な三つの点についてまだまだいろいろな問題があります。そこで、その点について手短にご説明します。

2 情報提供について

まず、十分な情報提供という点ですが、情報提供には、政府ないし国会が法案の説明などの広報をどのように行っていくのかという問題、そしてマスコミがどういうふうに関与して情報を国民に提供できるのかと

いう問題があります。

この点、法案の中身ですが、最初の点について、国会の中に広報協議会というのを作りましょうという提案が出ています。この広報協議会には、衆議院から10人、参議院から10人がそれぞれ選出されることになっています。そして法案の中には、こういった協議会では、賛成も反対も考慮して、なるべく平等公平にやりましょうと書いてあるのです。書いてはあるのだけれども、問題なのは、衆参それぞれ10人の広報委員会の委員をどうやって選ぶかというと、政党や議席に応じた配分でやりましょうとされています。そうだとすると、3分の2以上の多数で憲法改正案が出てくるわけですから、当然その時には政党の3分の2以上は賛成派がいるわけで、その議決の人がそのまま広報委員会の数になってしまい、いくら平等といっても賛成意見に偏ってしまう危険性があります。

次にマスコミ、メディアからどういうふうな情報が入るかという問題ですが、実は以前の案では、報道を規制する案が出ていたところ、批判が多かったため、今回の案ではいわゆる報道規制の規定は削除されています。

そして、報道規制はしない、むしろ無料でテレビ、ラジオ、新聞などが使えることが認められています。ところが、問題なのはその基準をどうするかという点です。法案では、ここでも政党の議席が基準となっています。政党の議席の割合に応じて、テレビ、ラジオ、新聞の無料で使えることを、先程の広報協議会で相談して決めましようとなります。そうだとすると、先に述べたとおり賛成派のほうが圧倒的多数なわけですから、賛成する方は、テレビ、ラジオを自由に使える。これでは困る事態となってきます。

3 議論

次に法案の内容についての国民の自由な運動、意見表明についてですが、この点については民主党と与党案が少し違うのです。民主党案は、そういう規制は一切やめよう主張しています。他方与党案は、特定公務員といって、裁判官とか検事とかこういう人は一切運動を認めていません。それから公務員とか教育者は、「その地位を利用」して国民投票の運動をしてはいけませんよという規定、しかもそれに違反した者には刑罰を科す規定を置いているのです。

裁判官や検事なども自分の意見を当然自由に言うていいと思うのですが、さらに問題なことは、公務

員や特に教育者、例えば大学の先生が、授業で「自分は今回の改正は反対だ」というようなことを言うことが、「教育者の地位を利用」することになるのかどうか。また小学校、中学校の先生がホームルームとか社会科の授業とか、に憲法改正について話をしたらならば、「教育の地位を利用」したことになるのか。日の丸・君が代などの問題でもそうですが、今学校の先生はいろいろなことで、何か意見を言うて処分されるのではないかとびくびくしている状況にあります。このような状況下では、「あ、憲法のことなんか、うっかり学校で言うてまづいな。」ということになり、実際に刑罰を科されなくても萎縮効果が生じてしまうわけです。

憲法を改正するためには、みんなが意見を自由に言えるような状況がなければなりません。ですから、このような萎縮を生じさせるような法案にはかなり問題があることを理解して頂けるとと思います。

次に十分な議論をするということについて、投票までの期間に関して今出ている案では、60日以上180日以内と規定されています。

しかし60日といったら2カ月です。2カ月ぐらいで憲法改正という大事なことを決めてしまって大丈夫なのか。やはり期間はもっと十分に取っていいのではないかと思います。

それから最低投票率という問題があります。例えば実際に国民投票を実施した際に、有権者の2割ぐらいの人しか投票に来なかったと仮定します。憲法を改正するには投票者の過半数でいいわけですから、そうするとたった1割の人が賛成だとして、憲法改



正は可能となってしまうのですが、国の根本である憲法が、有権者の1割超という極めて少数の人の判断だけで改正されてしまう危険性があると思います。

このようなことを考えると、やはり最低投票率は決めて欲しいのですが、では、どのくらいのパーセントがいいのかについては難しい点があります。しかし仮に有権者の50パーセントと想定すると、改正にはその半分でいいわけですから、結局有権者の4分の1ぐらいの賛成で憲法が改正できてしまうことになってしまいますので、もうちょっとハードルを高くして、有権者の3分の2というのが妥当ではないかと思われま

4 投票方法

では自分は憲法改正に賛成だ、反対だということが決まりました。でも投票に際し、改正案の出し方がどうなるのかという問題があります。例えば9条

を改正する条項と環境権規定が一度に出された場合、「9条改正は反対だけど、環境権作るのはいいいのではないか。」と思っても、「一緒に○を付けなさい」と言われると、どうしたらいいか分からなくなってしま

ってしまうのではないのでしょうか。この点今回出ている法案ですと、「内容的に関連する事項毎」にやらなければいけないと規定されています。そしてこの「内容的に関連する事項毎」かどうかは、国会で改正案を提案するときに決まることになっています。そうすると、内容的にどこまで関連するか否かの線引きは、かなり曖昧になる可能性が出てきます。

やはりもう少し限定して、改正条文毎に投票できるようにすることをきちんと法案として規定してもらいたいと思います。

とにかくまだまだ議論は流動的なので、今後も関心を持って見続けて行く必要があります。

ちょっと待ってよ、その飛行機



—厚木基地訴訟の現状と展望

委員 岡部 玲子



1 大和市の騒音の現状

神奈川県内での人口密集地はどこであろうか。

横浜市内のマンション群を見ていると、「横浜」と答えたくなるが、2000年台に入ってから、1位が川崎市、2位は大和市、横浜市は3位である。県央の大和市は、ほぼ全域が厚木基地の航空機騒音地域である。

相鉄線で横浜駅から約30分。大和駅か相模大塚駅で降り、厚木基地を見に行こうとすると、周辺の「いかにも住宅地」にとまどうことがある。マンション、アパート、社員寮、うどん屋やコンビニエンス、小学校や幼稚園や病院や警察。そのどまん中に基地はあり、周辺はみな被害地域である。

米軍の空母が横須賀にやってくる、厚木基地に飛来する艦載機が飛行訓練をするような時期の航空機騒音はそれはひどいものである。

大和駅前のサラ金支店に電話をしても、飛行機の音がひどくて債務整理の交渉がまとまらない。たまたま屋外にいて航空機が頭上に飛んでくると、「話ができない」レベルではなく、耳を押さえてしやがみこみたくなる。

サラ金などまがりなりにもビル内にあるのにそうであるから、一般住宅内では一層耐えがたい。「フライパンが棚から落ちる」という人がある。「風邪をひいたり二日酔いの時は死にたくなる」という人は多い。

厚木基地の航空機は南北に飛び、東西に旋回するので、綾瀬市、海老名市、座間市、相模原市、藤沢市や現在では町田市のかかなりの地域も被害を受ける。

2 住宅地に隣接する厚木基地

なぜ厚木基地はこんなにいるさいのか。

厚木基地の南北には、幹線道路があるので、そこから滑走路の南北端をまっすぐに見ることができ

る。背後を見ると、何十メートルと離れていないところに「普通の住宅地」が広がっている。離陸に失敗してちょっと突っこんだら大惨事は必至だ。「普通の住宅地」を歩いていると、米軍機や自衛隊機が建物の中から出現したり建物のかげに沈んでいくようにみえることがある。実に低空である。

厚木基地を使う米軍機や自衛隊機は、計器による管制飛行をしないし、民間航空機の場合に飛行場と別に飛行訓練施設があるのと違い、自衛隊や米軍は飛行訓練を「基地でやることになっている」のだそう。米軍については、1993年ころ硫黄島に訓練施設が作られたが、「夜間訓練（NLP）用の施設である」と称して、昼間の訓練は厚木基地で行われるし、NLP（あるいは「NLP」と呼ばれない夜間訓練）もけっこう住宅地上でされているというのが地元の主張である。

これらを見聞きすると、どうしても、「軍事の横暴」ということを考えてしまう。

軍事であろうと何であろうと規制すべきものは規制するのがシビリアンコントロールというものが、それを行政がやらない時、人々が期待するのは司法である。

3 差止請求について

5000人に及ぶ地域住民で行われた厚木基地3次訴訟は、2006年7月の高裁判決の確定によって終了し、40億円に達する損害賠償が行われた。

岩国への米軍機移転案に、この訴訟の影響があったという見方があるが、岩国への被害分散という面のほか、横須賀からは依然艦載機が厚木に飛来するであろうことや、抱きあわせて自衛隊機をジェット機にするという話があることから、厚木基地周辺の被害軽減を疑問視する声が強

い。そうなることややはり考えなくてはならないのは差止請求だ。

1、2次訴訟で裁判所が1度も認めなかった差止請求については厚木基地の3次訴訟では見送ったが、来たるべき4次訴訟ではやはりやるべきとの声が強

い。だれもが規制しない勢力というものは次第に腐敗するというのは、歴史上の原則というべきであるから、裁判所による「司法上の規制」に期待したいところである。

差止請求は、住民側にも、認められなかった時の衝撃が大きく、犠牲を伴うものである。けれど、航空機騒音に押しつぶされるだけでなく、立ち上がって異議を述べたいという住民らの熱い思いがある限り厚木基地周辺の裁判闘争は続くのである。

ぜひ県民の方々に関心を持っていただきたいと思っている。

利用してみました! 労働審判



委員 井上 啓



1 労働審判法施行

平成16年5月12日に同年法第45号として公布された労働審判法が、平成18年4月1日から施行されました。横浜地裁では、当面は本庁の第7民事部において扱われていますが、施行から半年経った平成18年10月末段階で、申立件数が50件を

超えており、年間では100件を超える勢いです。

労働審判制度は、労働組合が当事者となる「集団的労働事件」ではなく、会社と労働者個人が当事者となる「個別的労働事件」を対象とする制度で、例えば、解雇事件や賃金未払事件などが対象となります。近時の情勢から労働組合の組織率が低下し、職場での問題を労働者個人が直接会社と交渉して解決

をしなければならない場合が多くなっていますが、一人で裁判を起こすことも大変ですし、労働事件の裁判は何年もかかることが多く、結局、泣き寝入りを余儀なくされることもありました。

そのような不便さをなくし、手軽に早く専門家の判断がなされるように労働審判制度ができました。まず、労働審判をするのは裁判官1人と2人の労働審判員です。労働審判員は労働側と使用者側から一人ずつ選任されており、立場は「中立かつ公正」なのですが、それぞれ職場の経験を生かして事件の処理に当たります。いわゆるキャリア裁判官だけでは把握しにくい労働現場の実態に基づいた事実認定や判断がなされることが期待されています。

次に、労働審判は、3回の期日で結論が出されます。期間にして約3ヶ月ほどで一定の判断がなされるのです。労働審判は「審判」といっても、手続き的には「調停」＝話し合いによる解決の試みもなされ、実務の実態からすると、申立件数の大半は「審判」ではなく、「調停」が成立して終結しています。なお、「審判」が出ても、これに「異議」が出されるとその効力は無くなってしまい、通常の「本訴」に移行するのですが、現在のところ「本訴」をするのも「審判」を出したのと同じ第7民事部ですから、事実上は「審判」で出された結論が重みを持つようで、「審判」が出され、それに対して「異議」が出された事件でも、本訴に移行した後、期日が開かれる前に「和解」が成立して終了したものがありました。とにかく、早く事件が解決するというのが「労働審判」の特徴であり、この点では、労働側だけでなく、使用者側のメリットとして紛争解決のコストが安くなる点があるのです。

2 利用してみて

私自身がこれまで、3件ほど労働審判を利用して事件を解決しましたが、以下に感想を述べてみます。

(1)第1回期日から当事者、特に社長が出廷すると話が早い。

労働審判では、3回の期日で事件を解決するので、第1回期日から関係当事者の出廷が求められており、書面では分からないことにつき、積極的に釈明が求められたり、「尋問」が行われる場合もあるので、事案の真相が早期に明らかになるのです。

(2)争点整理は第1回期日で

第1回期日後、第2回期日までに主張や証拠を提出しても、審判員は第2回期日の10分前に目にするだけのようです。また、第2回期日には「尋問」に入らなくてはなりませんので、第1回期日に争点が整理されます。申立人側は「反論メモ」(争点の整理と立証についてのA4で1枚にまとめた文書)を用意して、きちんと争点整理がされるようリードする必要があります。

(3)「調停案」の出し方には、裁判官の個性が出る。

ある解雇事件では、第2回期日の尋問後、ただちに「調停案」がペーパーで双方に示され、それには「解雇は無効」とはっきり書かれているし、解決金の額も入っていました。さらに、社長も同席の場で、「調停案」で書かれていない理由についても口頭で説明されるので、本訴の判決言い渡しよりも裁判官の心証がはっきりと分かることもありました。

一方、別の事件では、本訴における通常の「和解」手続きに近い感じで、一方的に裁判官が案を出すというより、双方の意見を聞きながら、すりあわせるといったやり方。勝手な賃金カットはおかしいと感じているようでしたが、裁判官としてどこを落としどころとしているか、なかなか、心証は読みにくかったです。

(4)とにかく早い!

第1回期日から社長の出頭した事件は、申立人が3名と複数で解雇事件にもかかわらず、事案が単純なためもありましたが、第2回期日の前半で双方の尋問が終わり、引き続き、審判委員会から「調停案」が双方に示されました。まるで1.5期日で判決ま



山梨 尾白川溪谷 PHOTO 山本安志

で行った感覚でした。社長が第2回期日から出頭した事件にしても、その期日の前半で4人から話を聞き、調停に入りました。証人尋問に何回も裁判期日が入るということはないのです。

(5) 審判員の質問が良い

審判員は、率直な質問あるいは意見をぶつけてくるので面白い。会社の矛盾を突く質問が出されて、つられて裁判官も率直な心証を出して質問していたようで、弁護士からすると通常の裁判に比べて事件の見通しがつけやすいと感じました。

(6) 細かい主張・立証には向かない

これは、3回の期日で結論を出すということの反面で、会社側からかなり細かい本人の業務怠慢行為が主張され、それを裏付けると称するデータが提出されたが、審判ではほとんど触れる時間がありませんでした。解雇事件でも、会社の主張する細かい解

雇理由を一つひとつ判断していくというより、手続的な理由だけで解雇無効と判断していたような気がします。

労働審判でやるか、通常の本訴を使うか、という選択の基準については、細かな立証の必要がある事件、例えば「男女賃金差別事件」や「昇進差別事件」といった、いわゆる「大量観察方式」などの立証手段が必要な場合はやはり本訴を選択することになると思われます。

3 今後は

現段階では、裁判所としては、弁護士が代理人にづくことを期待しているようですが、将来的には、当事者本人がもっと気軽に労働審判の申立をできるようにしていくべきだと思います。

2006年人権擁護委員会の活動と課題



横浜弁護士会人権擁護委員会 委員長

福田 護



今の憲法状況に弁護士はどう対すべきか

1 全体の動き

2006年12月15日、準憲法的性格を持つ教育基本法が、全面改定されました。教育基本法の今次改定については、日弁連も全国50の単位弁護士会も、反対又は慎重の意見を表明していましたし、当会も、同年5月12日会長声明、11月21日会長談話で強く反対して廃案を求め、12月19日にも参議院本会議の強行採決に抗議する会長談話を発表したのですが、このような弁護士会の世論は国会を動かすには至りませんでした。

憲法改正国民投票法案も、ほぼ同時期に国会に提出され、こちらの方は衆議院の特別委員会でも現在なお審議継続中ですが、今後の進展は予断を許しません。

これらの法律案審議は、05年10月28日に自

民党が「新憲法草案」を発表するのと軌を一にしてなされてきました。この草案の主な問題点については、本誌別稿で指摘されていますが、「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって守る責務を共有し」（前文）、自衛軍を創設・保持するものとするなど、日本のあり方を根本から変容させる内容となっています。

また、この新憲法草案発表とほとんど同時に、在日米軍基地の再編と原子力空母の横須賀母港化についての日米政府間合意がなされました。これは、自衛隊基地の再編、自衛隊と米軍との共同体制の推進、有事法制の整備等と相まって、日本が戦争をできる国へと大きく舵を切りつつあることを示すものといえましょう。防衛庁も、防衛省に格上げされました。

日本の平和主義に、地殻変動が起こりつつあります。この時期に、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を使命とする弁護士は、どう対処すべきなのでしょう。

2 当会・当委員会の活動

この間、次のような集会等や、会長声明等の活動を行ってきました。いずれも一定数の参加者は得ました。しかし、弁護士の参加が多くなく、会内世論の深化・形成が不十分であると思われますし、対外的にもどれだけの力と意味を持ちえたのか検討を必要とします。ただ、継続は力だとも思います。05年7月から始めた憲法出前講師活動も継続しており、最近でも平均月1件ほどの申込みがあります。

- ①05年10月2日 弁護士フェスタ 参加約700名
メインテーマ「考えてみよう、憲法」(兼、日弁連人権大会プレシンポ)
小山内美江子氏講演「共に生きる21世紀」
会員らによるコント「もしも憲法がなかったら」
歌う9条の会バンド(その後の日弁連人権大会で全国デビュー)
- ②06年3月9日 講演・討論会「自衛軍創設」って…
…? ~米軍基地再編と憲法9条改正をつなぐもの~ 参加約80名
阿部浩己・神奈川大学法科大学院教授「集团的自衛権と日本の針路」
梅林宏道・国際軍事コーディネーター「米軍再編と日本、そして神奈川」
- ③5月9日 教育基本法「改正」と憲法問題を考える
(子どもの権利委員会と共催) 参加約150名
高橋哲哉・東京大学大学院教授講演(靖国問題、国家と宗教・思想統制)
現場からの報告(中野渡強志・元高校教諭、村山裕・小学校教諭)
- ④9月21日 公開学習会「今、神奈川から米軍再編・原子力空母・国民投票法案の問題点を考える」 参加約50名
呉東正彦会員、金子豊貴男相模原市議、佐藤昌樹会員の報告
- ⑤11月8日 市民集会「変えていいのか?教育基本法」(子どもの権利委員会と共催) 参加約100名
中西新太郎・横浜市立大学教授(教育の現状、国による統制強化等)
- ⑥11月23日 弁護士フェスタでの委員会企画「『美しい国』の国会で今、憲法が」(共謀罪、教育基本法、国民投票法) 参加約80名
海渡雄一・栗山博史・菅沼一王各日弁連事務局より最新状況報告
この間、06年5月1日、米軍基地再編の日米「最終合意」がなされる当日に「米軍基地問題に関する

会長談話」を発表し、地域住民・自治体の意思が無視・軽視されてきた問題等を改めて指摘しました。また、「憲法改正国民投票法案に関する会長声明」を国会審議中の11月9日に発表し、投票対象、投票方法、広報のあり方等に看過しがたい問題点があるとして、抜本的な再検討と徹底した国民的議論を訴えています。

人権救済申立事件の状況

人権救済申立事件の2005年度の件数は、51件に達しました。うち41件が刑務所・拘留所で、圧倒的に多数を占めています。2006年度も12月までで32件で、やはり刑務所等が非常に多い状態が続いています。なお、2003年度は48件、2004年度は47件の申立件数でした。

この約1年の間に、人権救済措置として次の4件の勧告・警告を発しました。

- ①横浜拘留支所に対する勧告(05年12月9日付け)
被告人の防御権行使のため、軽屏禁・文書図画閲覧禁止の懲罰に際しての筆記用具の引き上げは、原則としてすべきでないことを勧告。
- ②横浜拘留支所に対する勧告(06年12月14日付け)
未決勾留者の自由の制限は必要最小限度にすべきであり、被告人本人立会なしの居房内捜検は、緊急の必要性のない限り行わないよう勧告。
- ③横浜刑務所に対する勧告(06年12月14日付け)
被収容者の診察日・処方投与薬品名等の客観的医療情報の本人への開示、及び皮膚科の専門医の受診に半年もかかるような実情の改善を勧告。
- ④横浜刑務所に対する警告(06年12月14日付け)
受刑者の妻からの信書61通が、先に出所した別の受刑者に交付されてしまったという事故の発生に鑑み、領置物の保管方法・運用の抜本的見直し、出所者への領置物返還時の厳重な確認等をなすべきことを警告。

その他の部会活動など

1 労働審判制度の発足と運用にむけて

2006年4月から労働審判制度がスタートしましたが、当委員会働く人の権利に関する部会が、研修委員会や民事裁判手続運用委員会とも共同しつつ、制度発足に向けての準備と発足後のフォローに、積極的に活動してきました。

とくに05年12月5日の「模擬労働審判」は全

国初の試みであり、審判官役には第7民事部部長、審判員役には実際の審判員候補者が扮し、裁判所・労使団体・行政などを含む参加者170名の盛況でした。

06年5月18日には、「働く人の権利相談研修会」として、労働審判制度活用を念頭に、解雇問題・賃金未払問題の実務研修を行い、7月には、市民からの代理人弁護士需要に速やかに応じられるように、あらかじめ担当弁護士名簿を作成しておく「労働審判担当弁護士斡旋制度」を発足させました（会員約90名が登録）。さらに10月3日には、制度発足半年の経験を踏まえて、「労働審判経験交流集会」を開催した上、11月6日に裁判所との労働審判制度に関する協議会を開催し、率直な意見交換を行いました。

これらの活動を通じて、横浜地裁においては、全国的に見ても充実した制度運用状況が、できてきているのではないかと思います。

2 出産子育てに伴う会員の義務負担の軽減に関する提言

両性の平等に関する部会の提起を受けたこの問題について、人権擁護委員会内でも賛否両論をたたかわせた上、2006年2月20日開催の委員会において、理事者に対する提言として委員会意見を集約するに至りました。提言の骨子は、女性会員の申請に基づき、産前産後4か月（多胎の場合は6か月）

の当会会費を免除すること、会規に定められている公益活動・委員会活動参加義務を、乳幼児を養育する男女会員の申請に基づき免除できるとすることです。

この提言は、06年度理事者によって取扱いが検討され、12月8日に会員集会を開いて広く会員の意見を伺いましたが、横弁メーリングリストではかなり激しい前哨戦もありました。07年3月7日の臨時総会に提案される予定の会則・会規改正案をめぐって、なお論議が深められることになりそうです。

3 その他の活動

両性の平等に関する部会は、離婚・DV問題の実務対応の検討を深め、06年2月22日にはたいへん充実した実務資料をまとめた上、「離婚・DV問題実務研修会」を開催し、若手会員を中心に多くの参加者を集めました。また、6月26日の恒例の全国一斉「女性の権利110番」では、ミニコミへの広報を開拓するなどの努力の結果、相談件数は全国最多の56件にのびりました。

医療と人権部会も、6月5日に森田明会員（神奈川大学法科大学院教授）を講師に講演会「医療・介護における個人情報保護」というタイムリーな企画を実施しました。またハンセン病問題についても、神奈川県との協議を始めるなどから、取組みを開始しています。



編集後記

人権かながわ2006の発行が、年明けにまでずれ込んだのは、ひとえに私の責任ですので、まずは心よりお詫びさせていただきます。したがって2006というのは、年ではなく、年度だと思ってやってください。ところで、人権かながわも、3年連続で、憲法問題を扱わざるを得なくなってしまいました。本来、人権擁護委員会の活動は、非常に幅広いもので、以前は、毎年、特集のテーマを変えて発行していましたが、私たちを取り巻く、憲法、人権、平和に関わる状況が非常に危ういものとなっており、勢い、人権擁護委員会の活動も、そのような現実社会の状況を反映したものとなっています。今回、特集で取り上げた、国民投票法等の議論、そして、

その先にある憲法改正の問題は、私たちの社会のあり方、その根幹にある守るべき価値に関わっています。時代のムードに流されない、冷静な議論が必要なのだと思います。今回の特集が、読まれた方にとって、そのようなことを、より深く考える契機になればと願っております。そして、人権かながわで憲法問題を扱わないですむような、個別の人権課題をもっと多く取り上げられるような、そんな時代が来ますように（願）。

なお、今回の紙面で用いた美しい風景写真は、当会の山本安志会員から提供していただきました。紙面を借りて、御礼申し上げます。

（編集チーム代表 折本和司）